

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条に掲げる事業を行うために、特定非営利活動法人国際協力 NGO センター(以下「本センター」という。)が、受領する寄付金に関し、必要な事項を定める。

(寄付金の種類)

第2条 本センターが受領する寄付金は次の各号に区分する。

一般寄付金 本センターの会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金

特定寄付金 本センターの会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金

特別寄付金 前各号のほか、個人または団体から受領する寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(一般寄付金の募集)

第3条 本センターは、常時一般寄付金を募ることができる。

(特定寄付金の募集)

第4条 特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金計画書」という)を常任理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第5条の事業に使用することとして資金用途を定めなければならない。

(募金計画書の交付)

第5条 特定寄付金を募集するときは、募金計画書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(受領書等の交付)

第6条 寄付金を受領した時は、遅滞なく、礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。ただし、金融機関等を通じて受領する場合には、金融機関等が発行する振込み受付書もしくは預金通帳に記載される振込み履歴をもってこれに代えることができる。

2 前項の受領書には、寄付金額およびその受領年月日を記載する。

(寄付結果の報告)

第7条 寄付金に係る結果の報告は、翌事業年度に寄付金総額、用途、当該寄付金の収支に係る収支報告、その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付する。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本センターの決算書類については、本センター事務所への常時備え付けおよび本センターの

ホームページ上に公開することにより閲覧の措置を講じる。

(特別寄付金)

第8条 本センターは個人又は団体より特別寄付金を受領することができる。

- 2 前項の寄付金について、寄付者から資金使途及び寄付金の管理運用方法について条件が付されている場合には、その受領につき常任理事会の承認を得なければならない。

(寄付金の辞退)

第9条 本センターは、寄付金が下記各号に該当する場合もしくはそのおそれがある場合には、理事長と事務局長が協議の上当該寄付金を辞退しなければならない。

寄付者とその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

寄付金の受け入れに起因して、本センターに著しく資金負担が生ずる場合

前2号に掲げる場合のほか、本センターの業務遂行上支障があると認められるもの及び

本センターが受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(個人情報保護)

第10条 寄付者に関する個人情報については、本センターの個人情報保護のためのガイドラインに基づき、細心の注意を払って情報管理に努める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付則

この規程は、2012年10月1日から施行する。(2012年10月1日理事会議決)

(2012年10月15日常任理事会確認)